

## 国際共生とは何か

黒澤 満

## 1 「国際共生」の研究の目的

第一の目的は、「国際共生」という概念を広くかつ深く検討することである。すなわち、国際関係論あるいは国際政治において、「国際共生」という概念はどのような内容および特徴をもつ概念であるのかを明らかにし、この新たな概念を使用することにより、国際社会あるいは世界社会における新たな現象あるいは活動をより明確に説明することが可能になるのかどうかを検討することである。国際社会において、これまで一般的に使用されてきた「国際協力」、「国際協調」、「平和共存」、「国際協働」、「国際統治」、「国際調整」などと比較して、「国際共生」はどこが異なり、どこが新しいのか、また既存の用語ではなく新たな「国際共生」という用語を使用することのメリットは何かを検討することもその目的である。

また、「国際共生」という用語、特に「共生」という用語は日本語では広く使用され、一般的に一定の理解が受容されているが、特に英語での表現が必ずしも十分浸透しているとは考えられない。特に、国際関係論など社会科学における英語の論文において、これに対応する用語が必ずしも一般的に広く受容されていると考えられないことは、すなわち英語圏での研究において「国際共生」に対応する用語が明確には存在しないということは、そのような概念も存在しないことを意味するのであろうか。これらの疑問に答えることを第二の目的としている。

日本においては、「共生」に関する研究はかなり広くかつ深く行われており、「共生」概念の明確化およびその概念の特徴、さらにその概念を使用することのメリットもさまざま議論されている。しかしこれらの研究の一般的な特徴は、「共生」それ自体の研究であるので、非常に広範で多岐にわたっているため、人間や国家など行為体の間での共生のみならず、生物と生物の共生、多文化の共生、人間と自然の共生、人間と環境の共生というふうに、人間や国家といった意思をもった行為体の間の関係のみならず、必ずしも行為体でないものとの関係まで含めたきわめて広い範囲が研究対象となっている。

本研究での研究は、「共生」一般を分析の対象とするものではなく、「国際共生」を分析の対象とするものであり、国際社会あるいは世界社会の意思を持った行為体の間の「共生」を検討対象として分析することを目的としている。「共生」に関する研究は広くこれまで行われてきているが、「国際共生」に特化した研究はほとんど存在し

ない。東アジアにおける共生といった文脈で研究されることはあるが、「国際共生」そのものを正面からとらえた研究は皆無である。このような状況に少しでも貢献できることを第三の目的としている。

## 2 「共生」の概念

村上陽一郎によれば、複数の個体集団が生活の場をともにする場合の影響関係は、「正、正」「正、負」「負、負」「正、無」「負、無」「無、無」の6通りあるが、「共生」と言われるのは、「正、正」の双利共生、相互扶助の場合であり、明確に「正」の価値が含まれている場合である。単に「軋轢なく」「揉め事なく」「安泰」な形で「共存」というだけでなく、全体の総和が、それぞれの和を超える積極的な価値を生み出すような形で「共存」という概念である<sup>1</sup>。

ヨハン・ガルトウングによると、前進・停滞・後退という三つの「生 (bios)」のあり方が存在し、その組み合わせは6種類あり、シンビオシスすなわち「共生」には、「相互利益 (mutual benefit)」という考えが含まれており、この概念には「相互共生 (前進・前進)」と片利共生 (前進・停滞)」が含まれるが、特に厳格な意味でのコンヴィヴィアリティを指すのは「相互共生」の場合である<sup>2</sup>。

千葉真によれば、「共生」は、「平和」と共にそれ自体が目的としての価値を有すると同時に、実践的変革を思考する概念として「平和」を実現する道具的手段でもある。その意味で「共生」の変革を志向する実践性は、より平和な社会、より安全な社会を構築するという目的に向けられている<sup>3</sup>。

佐々木寛によれば、symbiosis という意味における「共生」は、共通の危機の認識から始まる。Conviviality という意味での「共生」は、「人と人とのあいだの、そして、人と環境との、自律的で創造的な関わりあい」を意味する。ここからは、単に紛争解決や利益の相互調整のみならず、新たな価値の創出によって、紛争そのものを「超越・転換 (transcend) する」契機を見出すことができるだろう<sup>4</sup>。

功刀達朗によれば、「共生」は単にお互いに我慢してでも一緒にいるという平和的共存を超え、自立的なもの同士の協働と共飲のように相互活性化を意味する。平和と共生は地球公共財である<sup>5</sup>。

栗原彬によれば、「共生」は、自律したもの同士の、つまり異なるコードをもつもの同士の間の「異交通」としてしか成り立たない。「共生」は、互いの生きる力を活性化させる。自立したもの同士の相互活性化という意味では、「共生」は、conviviality (自律的なもの同士の協働と共飲) にもっとも近い<sup>6</sup>。

なお日本の研究者が「共生」という意味でのコンヴィヴィアリティに関連してしばしば言及するイバン・イリイチは、「わたしは〈コンヴィヴィアリティ〉というタームを、制度化されている生産性 (institutionalized productivity) と

1 村上陽一郎「平和・安全・共生—総論」国際基督教大学社会科学研究所・上智大学社会正義研究所共編『平和・安全・共生—新たなランドセオリーを求めて』有信堂 (2005年)、14-16頁。

2 ヨハン・ガルトウング (愛甲雄一訳)「共生」(kyosei) 概念について」村上陽一郎・千葉真編『平和と和解のランドデザイン—東アジアにおける共生を求めて』風行社 (2009年)、189-191頁。

3 千葉真「東アジアにおける和と共生の実現のために」村上陽一郎・千葉真編『平和と和解のランドデザイン—東アジアにおける共生を求めて』風行社 (2009年)、306、310頁。

4 佐々木寛「危機から〈共生〉へ—東アジア論の地平」佐々木寛編『東アジア〈共生〉の条件』世織書房 (2006年)、6-7頁。

5 功刀達朗「平和・安全・共生のガバナンスとリーダーシップ」国際基督教大学社会科学研究所・上智大学社会正義研究所共編『平和・安全・共生—新たなランドセオリーを求めて』有信堂 (2005年)、82、95頁。

6 栗原彬「〈共生〉ということばについて」『国民文化』448号 (1997年)、3頁。

7 イバン・イリイチ著 (滝本往人訳・解題)『政治的転換』日本エディタースクール出版部 (1989年)、3、7頁。

は反対のものを示すべく選びました。人と人のあいだの、そして、人と環境との、自律的で創造的なかわりあい (autonomous and creative intercourse) という意味をこの言葉にもたせたいのです。そしてこれを、他人や生活環境 (milieu) の要請にたいする人々の条件反射的な対応と、対比させようと思います」と述べている<sup>7)</sup>。

### 3 「国際共生」の概念

まず「国際共生」の主体および関係性については、「国際共生」であるので、国際的あるいは地球的な要素が不可欠であり、純粋に国内的な行動および事象は排除される。また「共生」の概念にはもともと含まれている生物と生物の間、さらに人間と自然の間、人間と環境との間、文化と文化の間などの関係は排除されるべきで、国際社会における行為体間の関係に限定する方が、議論の範囲および正確性が明確になるので、分析概念としては好ましいと考えられる。それは、関連する近隣概念である「国際協力」とか「国際協調」などの用語が、国際社会の行為体間の関係を分析の対象としていることにもよる。「国際共生」の主体としての行為体は、伝統的な「国家」のみならず、国際機構、非政府機構 (NGO) を当然含むものであり、さらに国際的に行為する個人をも対象とすることが可能である。

次に、「国際共生」の研究対象となる領域であるが、「共生」では伝統的には「平和」の領域におけるものが主流であったが、「国際共生」の研究対象は、「平和」のみならず「正義」「公正」「公平」「衡平」などの分野も含む範囲を対象とすべきであると考えられる。それは、国際社会において、戦争の不存在を意味する伝統的な「消極的平和」は、今ではより公正で公平な経済的社会的な状況や人権の保護や開発の促進を含む「積極的平和」が広く

主張されているし、平和を維持し強化するための「安全保障」の概念も、軍事力を中心とする「国家安全保障」や「国際安全保障」から、一方において垂直的拡大として「地球的安全保障」および「人間の安全保障」が前面に表れているし、水平的拡大として「経済安全保障」「エネルギー安全保障」「食糧安全保障」「環境安全保障」など、その範囲はきわめて大きく拡大して議論されるようになっていくからである。

第三に、「国際共生」の目的あるいは機能の側面であるが、それは国際社会において平和および正義・公正を促進し、より高いレベルにおける平和および正義・公正を達成することを目指すものである。その第一の機能は、国際社会における行為体間において単に関係が存在するだけでなく、また単に交渉や意思疎通が行われるだけでなく、両者がともに積極的な利益あるいは成果を生み出すような関係を構築することであり、従来の国際関係におけるゼロサム・ゲームではなく、ポジティブサム・ゲームを行うことである。第二の機能は、単に行動する主体間での平和および正義・公正の促進およびより高いレベルでの関係の達成のみならず、国際社会における公共性の強化に向けて、国際社会全体の利益を促進し達成すること、すなわち国際公益を促進し達成することである。

### 4 むすびにかえて

しかし、「国際共生」とは何かについて確定した定義はいまだに存在しないと認識しており、この研究がそのための試みの一つであり、これによって、「国際共生」の内容および概念が一層明確にされ、学界における議論を活性化し、国際関係論あるいは国際政治という学問分野において、明確な地位を占めることを期待している。

## 研究会開催報告

### 平和・人権研究会 (Project 1)

- 第23回 2012年1月18日 報告者 円城 由美子 氏 (立命館大学国際関係研究科博士後期課程)  
「イラク避難民問題から見たイラク社会の現状 - サダム・フセイン後の社会変容と今後の展望」
- 第24回 2012年3月6日 報告者 前田 美子 准教授  
「科学教育とジェンダー - 国際協力の視点から -」
- 第25回 2012年5月9日 報告者 竹澤 由記子 非常勤講師  
「ノルウェーの外交政策における特徴についての考察 - 同盟関係と平和主義のジレンマ - イラク派遣のケースを中心に -」
- 第26回 2012年10月3日 報告者 黒澤 満 教授  
「国際共生とは何か」
- 第27回 2012年12月12日 報告者 香川 孝三 教授  
「ミャンマーの政治経済と労働法」
- 第28回 2013年2月27日 報告者 西井 正弘 教授  
「国連人権理事会の役割と限界 - ロシアの普遍的定期審査を中心に」
- 第29回 2013年4月24日 報告者 奥本 京子 教授  
「動的平和と動的芸術：ボアールの演劇アプローチと国際共生のジレンマ」
- 第30回 2013年6月26日 報告者 円城 由美子 氏 (立命館大学国際関係研究科博士後期課程)  
「フセイン政権後のイラクにおける女性の人身売買 - 女性をめぐる政策との関連を中心に」
- 第31回 2013年8月7日 報告者 馬淵 仁 教授  
「アメリカ合衆国における移民政策とマイノリティへの教育」

### Research on Language Learning (Project 2)

- 第1回 2013年7月3日 報告者 Tamara Swenson 教授、David Bramley 准教授、  
Steve Cornwell 教授、モデレーター Brian Teaman 教授  
Lecture Series on Tablets in the Classroom, Part 1  
"Creating Textbooks for the Tablet: the OJU Experience"